# 質問・要請書

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」について

2010年10月12日

環境大臣 松本龍 様 環境副大臣 近藤昭一 様 環境政務官 樋高剛 様

辺野古への基地建設を許さない実行委員会

(連絡先:090-3910-4140)

松本大臣は就任の挨拶で「環境問題は、なるべくエネルギーを使わない、物をなるべく動かさないという、生活の営み、住まい方とかを変えていかなければならない。スモールワールドというか、小さな自己完結をした社会にしていかなければならない」と話されました。この主張から、ぜひ「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」に対して環境省としての主体的な対応をお聞きしたいと思います。アセスメントに対する環境省の対応には私たちに多くの不満があり、この5年間、断続的に面談交渉してきました。ことこの事業に関して環境省は積極的・主体的に環境保全のために働くべきことが多々あると私たちは主張してきました。

本年 10 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議(通称COP10)が開催されようとしている今、COP10 の主役たる貴政権の環境省がこの「辺野古アセス」についてどのような対応をされているのか、されようとしているのか、お聞きしたいと思います。 5・2 8「日米共同声明」が閣議決定され8・3 1日米専門家検討会合報告書が出されましたが、この事業が環境破壊をもたらすことは火を見るより明らかです。私たちは、沖縄の人々の生活を守り、沖縄の自然環境を保全し、生物多様性を維持し、世界に環境を大切にする日本を鼓舞できる環境行政を実施されることを強く願って、以下の項目について質問いたします。

(回答)日米合意後、V字案・I字案と専門委員会で議論されている、COP10も担当が現地に行っている、 それで充分な回答ができないかも。

- 1 「辺野古アセス」について
- (1) アセスの段階

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」が現在どういう段階なのか説明願います。

#### (回答) 準備書終了段階

(2) 今までのアセスの問題

旧政権(自公政権)が実施してきた「辺野古アセス」はその進め方に多くの批判があります。これらについて環境省はどのような見解をとるのか説明願います。

事前環境調査の実施、方法書記述大幅不足(事業内容の記述:7ページ、離着陸する軍用機記述:1行) 方法書閲覧の不備(閲覧場所問題、閲覧後に150ページの追記)

「ぶんご」出動による住民恫喝

「準備書」に多数意見(5000件以上)

事後環境調査の実施、複数年調査実施せず

タッチアンドゴー訓練と V 字滑走路案の矛盾(環境省も関心を示した)

(回答)現行アセスはアセス法違反ではないと認識。係争中ゆえ詳細なコメントは差し控える。

## (3) オスプレイ配備

米軍当局者および外務大臣の発言で辺野古へのオスプレイ配備が明らかにされました。現行の普天間基地配備の CH-46,CH-53 と比較してはるかに巨大な規模と能力を持つオスプレイ配備に対して現行アセスは無効だと考えますが環境省の見解を説明願います。特に米国側ではオスプレイ配備を想定していた

にもかかわらず、事業者はそれを隠しとおしてきたことを考えれば現行アセスを認めることはできない と思います。オスプレイの騒音調査を事業者にさせるべきだと思います。

(回答)防衛省からオスプレイが普天間代替施設への配備が正式に確定している訳ではないと聞いている。

### (4) 飛行経路

日米の実務者協議の中で日本政府が地元に説明した飛行経路の誤りを米政府が指摘し、従来の日本政府の説明よりも陸上部に近接した空域を飛ぶ、と報道されています。このような誤った飛行経路に基づく環境影響評価は無効であると考えますが環境省の見解を説明願います。I字型滑走路にすると陸上部への影響が過大になると思いますが、環境省の見解を説明願います。

(回答)状況を把握していない。オスプレイ配備も飛行経路変更も正式には聞いていないので答えられない。糸 数議員の質問趣意書に対しても環境影響審査室はコメントしていない、事業者が県条例にしたがって答 えた。

## (5) ジュゴン保護

環境省の独自調査と防衛省作成の準備書面でのジュゴンの棲息頭数に矛盾がある。これについてどう考えるか。その上でジュゴンの保護について環境省としての見解を説明願います。仮に防衛省の調査どおりに3頭しか生息していないとするならば、環境省はどのようにして絶滅危惧種ジュゴンを保護する方針なのか説明願います。例えば、9月21日にNHKがキャンプシュワブから北東に約6kmのところにジュゴン水中に潜ったり水面近くに上がってきたりしているジュゴンを発見しましたが、これについても追跡調査しましたか? 沖縄全海域における複数年調査が不可欠と考えますがその計画はありますか?

(回答)ジュゴン発見の報道あることを聞いている。保護対策を行っている。適宜情報収集

(6) サンゴ礁の保護

住民や専門家の調査などでサンゴ礁群が発見されてきましたが、新たにサンゴ礁などの調査を実施する 予定はありますか? サンゴ礁保護についての環境省の見解を説明願います。

(7) 生物多様性の保護

WWF ほかの調査で、甲殻類が新たに36種発見されました。先のアセスでは考慮されていないものです。 これらの多様な生物をどう保護するのか環境の見解を説明願います。

- (回答)(6)と(7)について。日本自然保護協会とかWWFにより現地調査が行われレポートされている。 甲殻類も同じ。事業実施による生物への影響については、アセスで事業者により適切に対応されると認識している。
- (8) 自衛隊の配備

自衛隊のヘリ18機の配備が議論されているが、どんな機種か分からない。今までのアセスと矛盾が生じるのではないか? 環境省の見解を示して欲しい。

(回答)事実関係が不確定で、環境省も承知していないので、コメント控える

- 2 環境大臣意見について
- (1) 公有水面埋立事業埋立てについては、「環境影響評価制度専門委員会報告(案)」(意見募集中)で「環境影響評価手続において環境大臣の意見提出の機会を設けることが必要」とされていますが、「辺野古アセス」は国の壮大な事業(トラック500万台分の埋立)であるので大臣意見を出すのが当然と何度も要求してきました。また、前回の面談交渉の折にも大臣意見を出すことになりそうと話されていました。いつ大臣意見書を出すのですか?
- (回答) 現行アセス法上環境大臣意見を述べる機会は無い。一方、改正法案においては、許認可権者が地方公共 団体である場合意見を述べるに当たり環境大臣に助言を求めるよう努めることを規定しているが、改正 法決定後一年後の施工後であるのでこのアセスには適用されない。前に「これだけの規模のアセスだか

ら大臣意見を出さない訳にはいかない」と述べたことも肯定しない。 埋立の2100万㎡ですが、400万㎡は地元からで、残りはアセス対象になっていません。

- (2) 2月24日に田島環境副大臣が「ゼロオプションについては、…、憶測や誤解されることもあるが、影響が大きく適正な配慮がされない場合に環境大臣が意見をすることが出来るように、事業に対してのチェックもできるようにという事も、内容に盛り込まれており、ゼロオプションもその延長線上にあるとご理解いただいて構わない。」と答えています。環境省が、法の精神をないがしろにする「辺野古アセス」の問題点を指摘して、アセスをやり直すようにあるいは環境破壊が明らかな事業を止めるように意見を出すべきと考えますが、環境省の見解を説明願います。
- (回答)「…」の抜けを補う。……。あくまで改正法律案についての説明です。
- (3) 鳩山前首相は「埋め立ては自然への冒涜」と表明されました。これについての環境大臣の見解を説明願います。また、8月31日の日米専門家検討会議報告ではV字・I字の埋め立て2案が提案されています。これはいずれにせよ大規模な埋め立て計画であり「自然への冒涜」であると考えますが環境省の見解を説明願います。
- (回答)現在V字案・I字案ということで専門家で検討されている。詳細な計画が決まっていないので、コメントを控える。
- (4) 5・28「日米共同声明」と8・31日米専門家検討会議報告は辺野古・大浦湾の自然環境を破壊する計画であり環境保全推進の立場からは相いれないものと考えます。環境大臣あるいは環境省は「共同声明」と専門家検討会にどのようにかかわったのか、そしてこれからどうかかわるのかを説明願います。 環境大臣としてこれらの撤回を政府に働きかけるべきだと考えますが環境省の見解を説明願います。
- (回答)共同声明については環境省の具体的な関与はありません。専門家検討会議についても日米の外交・防衛 の専門家によるものであり、環境省は関与していません。
- 3 COP10について
- (1) 生物多様性条約第10回締約国会議(通称COP10)が開催されています。議長国として生物多様性の保全の立場から沖縄ジュゴンやサンゴの保護についての施策を説明願います。
- (回答)名古屋で来週開催される。世界各国が危機的な生態系や生物状況を認識し…。具体的には、生物多様性 に関する新たな世界目標と遺伝子資源に対する利益配分について、国際的な合意が重要。締約国192 カ国の合意形成が重要で、議長国として努力する。
- (2) 辺野古大浦湾近辺のジュゴン保護、サンゴ礁保護についてどのような見解か説明願います。「ジュゴンと海草藻場の広域調査」結果(2006年)が出てから5年経ちますが、新たな計画があれば説明願います。 (回答) 事業者が行う。
- 4 環境影響評価法について
- (1) 環境影響評価法の改正は継続審議になったのでしょうか? 現在の状況を簡単に説明願います。
- (回答) 先の通常国会で継続審議。今後の審議日程は未定。
- (2) 改正案には「例外規定」が設けられていますか?
- (回答) 改正法案の第52条3項の例外規定は、災害発生への対応と社会的要請で速やかに対応することが求められる場合で、省内の議論では、米軍基地うんぬんの話はなかった。
- (3) 改正案にはゼロオプション規定は追加されますか?
- (回答)事業主が選択することがありうるが、かえって選択肢を狭める可能性あり。